

函館市軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入等に係る費用の一部を助成することにより、難聴児の言語の習得および教育等における健全な発達の支援をすることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条に規定する児童をいう。以下「対象児童」という。）の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）とする。

- (1) 市内に住所を有する児童（ただし、18歳に達した者については、18歳に達した日以降の最初の3月31日までとする。）
- (2) 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳をいう。）の交付対象とならない児童
- (3) 中耳炎等の急性疾患による、一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科治療により聴力が回復する見込みがない児童
- (4) 補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した児童
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）およびその他の法令に基づき、本事業による助成に相当するものを受けることができない児童（対象補聴器および助成額）

第3条 購入または修理の対象となる補聴器および助成額は、別表のとおりとする。

(助成個数)

第4条 補聴器購入の助成対象となる個数は、装用効果の高い片耳分の1個とする。ただし、医師の意見により、市長が教育、生活上等特に必要と認めた場合は、両耳に装用する2個分を助成対象とすることができる。

(補聴器の耐用年数)

第5条 本事業により購入費用の助成を受けた対象児童は、支給決定日から起算して5年間を経過するまでは、補聴器購入助成の対象児童となることができない。ただし、当該期間を経過する前に、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 補聴器を修理することが不可能となった場合
- (2) 補聴器を装用していない側の耳の聴力低下により、補聴器の装用が必要と認められた場合
- (3) 自然災害等により対象児童およびその保護者の責めによらないやむを得ない事情があると認められた場合

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 医師意見書（別記第2号様式。ただし、購入費の助成を受ける場合に限る。）
- (2) 補聴器を購入または修理した業者の領収書
- (3) その他、市長が必要と認めた書類

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、審査にあたり必要と認めるときは、補聴器業者またはその他関係する者に対し、質問または調査することができる。
- 3 市長は、審査の結果、助成金を交付することを決定したときは、申請者に対し、別記第3号様式により通知するものとともに、交付決定を受けた者の指定する金融機関の貯金口座に振り込むものとする。
- 4 市長は、審査の結果、申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、別記第4号様式により通知するものとする。

(決定の取消)

第8条 市長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、助成の決定を取消し、その者に対して助成した額の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽または不正の行為により補聴器購入等の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、または担保に供したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めるとき。

(台帳の整備)

第9条 市長は、助成金の交付の状況を明確にするため、函館市軽度中等度難聴児補聴器購入等助成台帳（別記第5号様式）を整備するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

対象となる補聴器	<p>補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）。以下「告示」という。）に定める補聴器とする。</p>
助成額	<p>次の額のうち、最も低い額の3分の2とする。（10円未満切捨）</p> <p>(1) 実際に補聴器の購入（修理）に要した額</p> <p>(2) 告示に定める「高度難聴用耳かけ型」補聴器の購入基準額の100分の106に相当する額</p> <p>(3) 告示に定める、実際に購入（修理）した補聴器の購入（修理）基準額の100分の106に相当する額</p> <p>ただし、(2)、(3)における購入基準額については、必要に応じてイヤモールドの修理基準額を加算する。</p>